

厚生労働省

○経済産業省令第一号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第三条第一項第四号並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条第一項第一号及び第三号の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年^{厚生労働省}通商産業省令第一号）の一部を次

のように改正する。

様式第二種表の甲「別紙として以下の書類を」及び「中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が1トン以下の場合には、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」及び「同」の次に次のように定める。

(6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明した書面

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面
様式第三備考に次のように加える。

4. 様式第2による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から8までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合には、別紙として以下の1、2及び7から10までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

様式第三別紙 8 中「を説明した書面」を削り、同 8 に次のように加える。

9. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要

10. 1. の使用する者における化学物質の管理体制の概要

様式第六別紙 2 中「別紙として以下の書類を」を「輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が 1 トンを超える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が 1 トン以下の場合、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞれ」に改め、同 2 のように改める。

(6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が 1 トン以下であることを説明した書面

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面
様式第七備考に次のように加える。

4. 様式第 6 による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が 1 トンを超える場合は、

別紙として以下の1から5までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合には、別紙として以下の1から3まで及び5に掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

様式第七別紙5中「を説明した書面」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。